



(企 13)

平成 14 年 11 月 8 日

都道府県医師会 情報担当理事 殿  
郡市区医師会長 殿

日本医師会  
常任理事 西島 英利

**e ヘルスプライバシー・シール認証機構の  
「TRUSTe eHealth プライバシー・プログラム」への対応について（依頼）**

今般、日本技術者連盟「e ヘルスプライバシー・シール認証機構」において、ウェブサイト認証を開始するにあたり、医療機関などに対して受審申請の受け付けが開始されております。この審査は、日本技術者連盟から審査受託を受けた、「株式会社 日本エル・シー・エー」により行われます。

この「e ヘルスプライバシー・シール認証機構」から発行される「シール」と言われるものは、患者情報保護に取り組む医療・保険関係サービス分野のウェブサイトを認証し、付与されるものとなっております。従いまして、本サービスは、基本的には、ホームページを開設している医療機関などを対象としたものであり、日本技術者連盟における純粋なビジネスとなります。

IT化が進む中で、患者情報も旧来の紙媒体から、電子情報として扱う機会が増えてきております。必然的に、その情報をネットワークを通じて配信、収集するという行為も行われるようになってきております。従いまして、その情報をどう保護し、どのように扱うのかに対して医療機関が自身の責任の元、厳正なる規律を持ち、それを第三者に認めてもらうと言う事業の趣旨そのものには何ら異を唱えるものではありません。

しかしながら、本事業は「認証」という言葉から誤解を招く可能性があります。本認証を受けるのは、あくまでホームページを開設している医療機関であり、認証する対象も医療機関内部の情報に対する扱いの規律に対してです。認証を受けた医療機関のホームページの内容の確かさを認証するというものではありません。

このような誤解を招かぬよう、日本医師会としては今後、正確な表現、趣旨説明をするように、同連盟に求めて行く所存でおります。

まずは、会員の皆様におかれましては、上記のような誤解を招かぬよう、ご注意願いたい旨、ご連絡致します。

ご理解、ご協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。